

神奈川県エコファーマー情報公表事務手続き要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）を知事に申請し認定を受けた農業者の情報を、神奈川県ホームページにおいて公表するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

<表>

用語	定義
エコファーマー	法第2条第4項第1号に規定された活動に取り組み、化学肥料及び化学農薬の使用量を「神奈川県『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』における慣行レベル」から30%以上削減する目標とした実施計画について、知事から認定を受けた農業者又は農業者が組織する団体
農産物	エコファーマーが実施計画に従って生産する農産物

(ホームページ公表対象となる情報)

第3条 神奈川県ホームページに公表するエコファーマーの情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 認定番号
- (2) 氏名又は法人名及び代表者名
- (3) 農産物（品目名）
- (4) 農産物の生産地（市町村名）
- (5) 実施する生産方式
- (6) その他、エコファーマーが掲載を希望する、農産物の販売方法、電話番号、ファクシミリ番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス、栽培方法の特徴等、及び関連する写真。

(情報公表の申出)

第4条 神奈川県ホームページに情報の公表を希望するエコファーマー（以下「申出者」という。）は、申出書（別記様式第1号）及び関係書類（別記様式第2号）を作成し、所管する地域県政総合センター所長（横浜市、川崎市にあたっては横浜川崎地区農政事務所長。以下「所長」という。）を経由して環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）に提出するものと

する。

2 所長は、次の要件に適合する場合、別記様式第3号により農水産部長あてに進達するものとする。

(1) 申出書（別記様式第1号）が申出者のものであること

(2) 関係書類（別記様式第2号）に記載された前条第1項第1号から第5号の内容が、実施計画の内容と相違ないこと

（申出書の受理）

第5条 農水産部長は、公表内容が申出者に関する情報である場合、申出書を受理するものとする。

2 農水産部長は、申出書の情報に関して、必要に応じて調査を行うことができる。

（情報の公表）

第6条 農水産部長は、申出書を受理した場合は、その情報を神奈川県ホームページに公表するものとする。

（情報の変更）

第7条 申出者は、情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申出書（別記様式第4号）及び関係書類（別記様式第2号）を作成し、所長を経由して農水産部長に提出するものとする。

2 農水産部長への進達については、第4条第2項に準じる。

3 農水産部長は、前項の変更申出書を受理した場合、神奈川県ホームページの公表事項を変更するものとする。

（情報の公表辞退）

第8条 申出者は、情報の公表を辞退したい場合、所長を経由して農水産部長に辞退申出書（別記様式第5号）を提出するものとする。

2 農水産部長への進達については、第4条第2項に準じる。

（申出者の責務）

第9条 申出者は、公表した情報に関する問い合わせがあった場合は、善良なる対応に努めるものとする。

2 申出者は、公表した情報に関する苦情や問題等が生じた場合、農水産部長に速やかに報告するとともに、申出者自らが改善措置を講ずるものとする。

（情報公表の取り消し）

第10条 農水産部長は、次に掲げる場合、公表を終了することができる。

(1) 申出者が情報の公表辞退を申し出た場合

(2) 申出者が第4条及び第7条に基づき申し出た内容に虚偽があった場合

(3) 申出者がエコファーマー認定を取り消された場合

(4) 申出者のエコファーマー認定期間が終了した場合

(5) 申出者が第9条に規定する責務を果たしていない場合

(6) 申出者が申し出たホームページについて、法令や公序良俗に反する等不適切であることが判明した場合

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業に必要な事項については別に定めることができる。

附則 この要領は、平成23年4月13日から施行する。

附則 この要領は、平成24年7月11日から施行する。

附則 この要領は、平成25年1月22日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月7日から施行する。

附則 第1条 この要領は、令和5年12月18日から施行する。

第2条 この要領の改正前に使用を許可したマークの使用者は、改正後においても引き続き使用することができる。